

一般社団法人日本CPサッカー協会謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本CPサッカー協会（以下、「本法人」という）主催、共催の各種事業等に従事する者に支払う謝金に関し必要な事項を定めるものとする。

(謝金対象者)

第2条 謝金対象者は、本法人主催、共催の各種事業等に従事した本法人の役員・スタッフ、本法人が依頼した講師等および補助員等とする。

(支払の基準)

第3条 この支払の基準は、別表のとおりとし、支払額の算定は直接従事した日又は時間を乗じて得た額とする。

2. 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、理事会において、特別単価（基準）を決定し支給することができる。

(助成事業)

第4条 外部機関・団体等による助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規程に基づき支給することができる。

(附 則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正 平成 28 年 10 月 28 日

別表

区分	実施内容	支払限度額
講師	競技会、スポーツ教室などの外部講師	1日 50,000円 1時間10,000円
講師補助	競技会、スポーツ教室などの外部講師補助	1日 30,000円 1時間 6,000円
医師	応急治療（医師免許保有者）	1日 50,000円 1時間10,000円
看護師	看護（看護師免許保有者）	1日 20,000円 1時間 4,000円
トレーナー	医科学的指導など（日本体育協会公認アスレティックトレーナー・理学療法士・作業療法士・柔道整復師・鍼灸師・あんまマッサージ指圧師など）	1日 20,000円 1時間 4,000円
指導者	スポーツ指導	1日 15,000円 1時間 3,000円
指導者補助	スポーツ指導補助	1日 10,000円 1時間 2,000円
運営役員	競技会、スポーツ教室などの運営	1日 10,000円
審判員	競技会などの審判	1日 10,000円
運営スタッフ	競技会、スポーツ教室などの運営補助	1日 7,000円
事務員	事務処理	1時間 1,000円
その他	必要と認められたもの	その都度決定